

消防署の管轄区域変更について

(令和7年1月1日施行)

松本広域消防局では、住民の皆様へのサービスの向上を目的として、令和7年1月1日から、消防署の管轄区域の一部を見直します。
なお、消防車や救急車の出動体制に変更はありません。



見直しとなる区域（塩尻市）

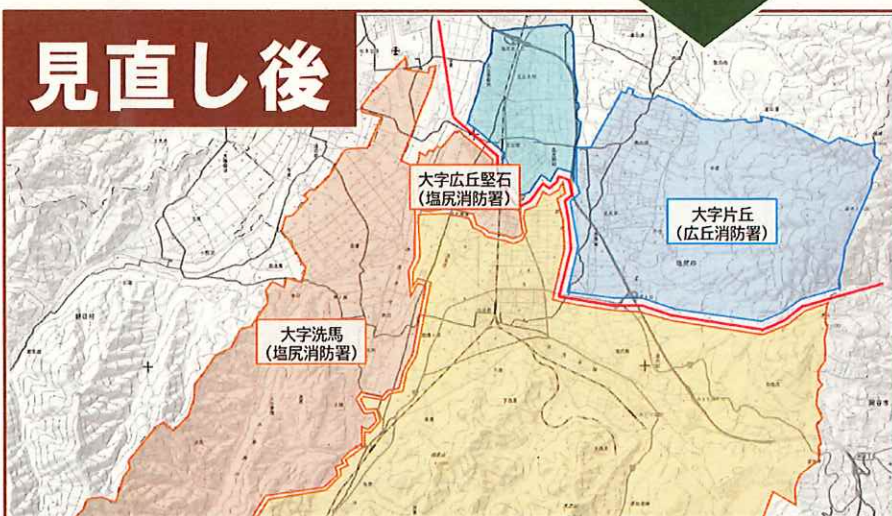
現在



- ・ 大字広丘堅石
- ・ 大字洗馬
- ・ 大字片丘

それぞれ、**塩尻消防署**と**広丘消防署**に管轄が別れています。

見直し後



- ・ 大字広丘堅石
- ・ 大字洗馬

全域を**塩尻消防署**が管轄します。

- ・ 大字片丘

全域を**広丘消防署**が管轄します。



見直しとなる区域では、消防法・火災予防条例等に基づく届出書等の提出先が変更となります。

(例) 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、消防訓練・自主防災訓練の依頼 等

届出書等の提出先

塩尻消防署

〒399-0703 塩尻市広丘高出1486-802
☎ (0263) 54-0119
✉ shobo_shiojiri@m-kouiki.or.jp

広丘消防署

〒399-0706 塩尻市広丘原新田575-9
☎ (0263) 54-3010
✉ shobo_hirooka@m-kouiki.or.jp

管轄区域変更に関する お問い合わせ先

松本広域消防局 総務課

☎ (0263) 25-0119
✉ shobo@m-kouiki.or.jp